

令和8年度の取組み

1 認知症の理解と知識の普及啓発

(1) 認知症の理解を深めるための普及啓発の推進

①認知症サポーター養成講座の実施

- チームオレンジの方々が講師を担い学校企業等へ出張講座を実施。
- スーパーやドラッグストア等、日常生活に関わる企業・店舗での講座開催
企業向けチラシを作成し、市の企業訪問時に配布するほか、見守りネットワーク事業の協定を結んでいる企業へ声掛け
- 集合型講座の開催
受講希望者が1人でも参加できる講座の受講機会の拡大。(年3回実施)
(1回目)8月18日、(2回目)9月9日、(3回目)1月23日

②認知症地域支援推進員の配置

新たに2名が研修を受講し、地域包括支援センターに12名配置予定(R8年3月末時点10名)

③認知症の理解促進に向けた地域での普及啓発事業

- 認知症フォーラム、講座等(一部掲載)
 - ・中泉地区認知症フォーラム オレンジランプ上映、丹野智史氏講演会 開催
 - ・南部地区認知症フォーラム 静岡県希望大使 内山満氏講演会 開催



丹野智史さん

1974年宮城県生まれ
39歳の時に「若年性認知症」と診断される。認知症希望大使として、全国で自らの体験を語る活動をしている。

○認知症カフェの開催

認知症のこと、認知症の方の介護のことなど、日頃の悩みや心配ごとを気軽に相談したり、話し合える場所。

- ・市内各地で計33回程度開催予定
- ・認知症カフェ一覧を作成し市ホームページに公開するほか、医師会に配布し掲示を依頼
- ・認知症カフェにて高校生との交流を企画

○認知症月間（9月）

- ・市役所・図書館（中央・福田・豊岡）・にこっとでの展示
- ・今之浦公園・かたりあのライトアップ
- ・i プラザでイベント開催予定
- ・広報いわた掲載



R7 年度ライトアップの様子

(2) 認知症の進行段階に合わせた、医療・介護の提供

- ①認知症疾患医療センター（磐田市立総合病院）、市内認知症サポート医との連携を推進。
 - ・認知症疾患医療センターの医師、認知症サポート医と認知症地域支援推進員との交流会を予定
 - ・MCI の方を対象とした交流会の開催（南部地域包括支援センター）

- ②いわた認知症ハンドブックの活用

- ・認知症への正しい理解と、早期に相談・受診につなげるために、基本知識や相談先などを記載したパンフレット。（R5 に改訂）
- ・本人・家族向けに医療機関、地域包括支援センター窓口などで配布。



- ③認知症安心ガイドの活用

- ・認知症への理解を広めるとともに、自分や家族が認知症になったときの不安を少しでも軽減できるよう一般向けに作成。
- ・交流センター、図書館、医療機関、地域包括支援センターなどで配架。



(3) 認知症予防の推進

①継続的な認知症予防活動の普及

○社会参加により認知機能の維持を図る

- ・いきいき百歳体操：111 団体（R8 年 3 月末時点）
 - ※筋力・口腔機能・認知機能の維持・向上などの効果が期待され、交流センター等で週 1 回実施
- ・老人クラブ
 - 単位老人クラブ：90 クラブ 趣味クラブ：196 クラブ（R8. 3 月末時点）
- ・高齢者サロン：166 団体（R8. 3 月末時点）
- ・テレビゲームスポーツの活用
 - 体験会 5 回実施 参加延人数：127 人（R8. 3 月末時点）
 - 交流サポーター養成講座 5 回実施 参加延人数：52 人（R8. 3 月末時点）

②認知症の方やその家族の集いの場の普及

- ・認知症カフェ（再掲）
- ・家族介護者交流会：16回開催予定（地域包括支援センターを中心に事業所や地域住民と協働して開催）

2 認知症の人とその家族への支援

(1) 若年性認知症当事者、家族の交流の場の提供

- 若年性認知症家族交流会の開催予定
- 若年性認知症当事者交流会の開催予定

(2) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

①「認知症の人にやさしいお店・事業所」認定制度

認知症の人とそのご家族に対し、
やさしい接し方や取組みを実践しているお店や事業所を認証。
（登録事業所数：11店舗（R8.6月末時点））



②認知症高齢者等事前登録制度（見守りオレンジシール）の推進

（登録者数：219名（R8年3月末時点））

③認知症高齢者等個人損害賠償保険事業の推進

- ・事前登録者の中で保険加入を希望する方を対象に、踏切事故、交通事故等で他者に負わせた損害を補償するもの。保険加入者：209名（R8年3月末時点）

(3) 認知症施策推進基本計画の策定

令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、「新しい認知症観」に立った市町村認知症施策推進計画の策定が求められている。本市では、今後策定する「第11次高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」（計画期間：令和9年度～3年間）に推進計画を位置づける。

磐田市認知症施策推進計画（案）の策定について

1. 計画策定の趣旨

令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、国は認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、認知症施策推進基本計画を策定しました。同法では、国の基本計画を基本としつつ、地域の実情に即した自治体ごとの認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないとされています。本市においても、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、「新しい認知症観」に基づく施策の展開を行うため（仮）磐田市認知症施策推進計画を策定します。

2. 計画の策定方法

高齢化の進展に伴い、認知症は多くの高齢者やそのご家族にとって身近な課題となっています。認知症になっても安心して暮らせる地域社会を築くことは、すべての高齢者が自分らしく生活を送るための基盤となる重要な施策です。

認知症施策は、予防から医療・介護、生活支援、社会参加に至るまで、高齢者施策全般と切り離すことのできない密接な関わりを持っていることから、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の改定に合わせ、「認知症施策推進計画」を統合する形で一体的に策定し、施策の整合性と効果的な取組みを推進します。

3. 策定にあたっての基本的な考え方、基本施策

(1) 基本的な考え方

○「新しい認知症観」に立つ

認知症になっても、本人には様々な可能性があり、認知症と共に希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」の考え方を基本に、その人らしく暮らし続けることができることを目指します。

○認知症の人や家族等の声を大切に

認知症の人や家族の声や当事者の視点を起点とし、「支えられる人」ではなく、地域の一員として、できることを活かしながら暮らすことができることを目指します。

○地域全体で支える仕組みづくり

市民、事業者、支援機関、行政の共創により、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指します。

【参考】**認知症基本法において地方公共団体に求められている基本的施策**

- 認知症の人に対する国民の理解の増進等
- 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の増進
- 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- 保健医療サービス及び福祉サービス提供体制の整備等
- 相談体制の整備等
- 研究等の推進
- 認知症の予防等

4. 計画の期間

令和9年度から令和11年度（3年間）

※次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に合わせます。

5. 計画の策定のスケジュール

年月	内 容
R8. 7	第1回認知症施策推進協議会 (位置付け、スケジュール等)
R8. 11	第4回介護保険運営協議会 (高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について)
R8. 12	パブリックコメント実施 (広報紙、ホームページ等)
R9. 1	第5回介護保険運営協議会 (パブリックコメントの結果について) (高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の最終案について)